

建設工事における低入札価格調査の基準の変更について

阪神高速道路株式会社が平成24年4月1日以降に公告する工事のうち工種が「電気、電気通信及び機械器具設置」に係る工事について、低入札価格調査を行うかどうかの基準ライン（調査基準価格）を変更いたします。

従来の算出式

（全工種共通）

契約制限価格の70%から90%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった
次に掲げる額の合計額

- ・直接工事費の 95%
- ・共通仮設費の 90%
- ・現場管理費の 80%
- ・一般管理費等の 30%

改正後の算出式（工種により適用する算出式が以下の、に変わります。）

（工種が「電気、電気通信及び機械器具設置以外」に係る工事） 従来から変更なし。

契約制限価格の70%から90%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった
次に掲げる額の合計額

- ・直接工事費の 95%
- ・共通仮設費の 90%
- ・現場管理費の 80%
- ・一般管理費等の 30%

（工種が「電気、電気通信及び機械器具設置」に係る工事） 従来から変更あり。

契約制限価格の70%から90%の範囲で、契約制限価格の算出の基礎となった
次に掲げる額の合計額

- ・直接工事費（製品費を除く）の 95%
- ・直接工事費（製品費） の 85%
- ・共通仮設費の 90%
- ・現場管理費の 80%
- ・一般管理費等の 30%

問い合わせ先

阪神高速道路株式会社

経理部 契約課 TEL: 06-6252-8121